

過不足の結果を実感する。その意味でこれらは構成概念にあたる。SDにとって、このような変数も、数値でさえ与えれば、モデル化も計算も可能である。また、たとえ、計算によるシミュレーションは行わなくても、モデルを構築するだけでも、既存の報告や当事者へのヒアリングで得た情報を総合的に織り込むことが出来る。さらに、それを政策立案のかかわる関係者と討議することで、得られた知見を整理しやすいというメリットがある。

3 SDの運用上の課題

1) モデルの妥当性の検討

SDで使うモデルがたとえ理論的には整合性があり、関係者の知見を網羅していたとしても、現実の実態と乖離していくには、そのモデルが予測する値には意味がない。それどころか、誤った方向性を導くこととなり、危険である。そのため、どの変数をモデルに入れるかの検討には、単に定性的な知見だけでは不充分である。そこで、例えば、出生率と関連づける変数を社会経済指標から複数の時系列データを選び、その中から、時系列分析のひとつである「交差相関」を行って有意な関連があったものを投入する、といった方法が堅実であろう。また、そのようにして構築されたモデルの妥当性を検証する方法として、例えば、そのモデルに従って、過去のある時点から現在までを「予測」した値が、その間の実際の値とのズレが、どの程度に収まっているかを、統計学的に検定をすることなどが必要であろう。

2) 入力（使用）データの妥当性

モデルの妥当性を検討するためには、過去の現実のデータとのすりあわせが必要である。社会経済指標の場合、市町村データの整備状況は、まちまちである。その場合は、既存の中でもっとも近い変数を使用するか、あるいは行政が、研究者の要望や社会経済の動向を鑑みて、新たな指標データを集めることを検討すべきであろう。

3) カオス的特性

モデルに必要なデータが得られたとしても、S

Dのモデルに投入するデータは、ある年次のデータをストックの初期値として与え、それに関連する他の変数との方程式の係数は、時間に依存しないで一定値であるという、決定論的な与える予測である。そのため、その予測曲線向は、初期値の値の少し違いただけでも、長期的にみれば、予測する曲線が大きく変動するという「バタフライ効果」が見られることがある⁵⁾。そのような決定論の制約を予め理解した上で、結果を解釈する必要があろう。

4) 確率論モデル的性格の導入

現在の経済学的な政策分析では、決定論とはパラダイムが異なる確率論的モデルに立脚するものが主流である。そこで、SDを確率論的に用いるためには、方程式の係数もいくつかの範囲で操作したシミュレーションを百回程度行った時の予測曲線の分布を観察するなどして、推測統計学でいうところの信頼区間的な範囲を示すことが必要であろう。

5) 予測値は公開すれば変化する

予測した結果が、将来を危惧するような結果であった場合、それを関係者や国民に公開すると、どのような将来が到来することを回避しようとする対策や行動がとられる。予測とは、ある仮定が続くとして、という条件つきのものであるため、対策行動のよって条件が変わることで、現実の方は、当然、当初の予測値とは違ったものとなる。これは、予測の宿命であり、本務でもある。そのため、予測は、何度も改訂し、当初からの変化も含めて公開する必要があろう。

4 今後の展望－自治体職員や市民との共同－

この様に、予測数値は、現状のままと仮定したときの未来の推測であるため、絶対的なものではない。しかし、これは裏を返せば、現状の変数を変えていけば「未来」は変わる、ということである。この場合の変数は、SDの操作によって結果的に「発見」されることもあるが、むしろ、どの変数の値を変えるかを、当該の自治体で「決定」してゆくことが可能であり、また必要であろう。

それにより、「子どもを産み育てやすい環境づくり」とか、「子どもが夢をもてる社会づくり」といった場合、住民参加、職員参加を得て、積極的にある変数を操作し、どの程度の効果が見られそうかの見当をつけてから、政策に活かすことで、根拠ある行政施策やまちづくりが可能となろう。

地方分権の潮流の中で自治体、特に市町村へは、母子保健や介護保険のサービスなどが移管され、市町村単位で政策立案する必要がある。われわれが使用した SD のソフトウェアは、G U I (Graphical User Interface) が発達しているため、数学的な難解さを抜きに操作が可能である。そのため、現場のスタッフや当事者である市民も、研究者の支援が多少あれば、ある程度の訓練で使いこなすことが可能である。実際、三重県の津市では、大学の研究室と共同で、SD のモデルを開発し、政策立案に利用した実績がある。今後、SD を活用することで、従来、研究者の主導による結果を啓示的に示されてきた将来予測が、今後

は、自治体独自のシミュレーションにより、政策立案と決定に根拠を与えてゆける可能性が高まったと言えよう。

(大賀英史、斎藤進、小山修)

文献

- 1) 今村和男 編 システム分析. 日科技連, p211-222, 1991.
- 2) High Performance Systems Inc. Stella Research II, 1996.
- 3) 津都市総合モデル開発研究委員会 津都市総合モデル開発研究報告書. 1995.
- 4) 藤正 嶽 日本の将来の社会構造(政策研究院人口構造推計エンジン (GRIPS-SSProj) の利用法 Part III) Art and Science, 1999.
- 5) Rao C.R Statistics and Truth: Putting Chance to Work, 2nd Edition (邦訳) 統計学とは何か-偶然を生かす. 藤越康祝, 柳井晴夫, 田栗正章. 丸善株式会社, p20-21, 1993.

表1 政策分析に用いるデータの解析方法

	相関分析	因子分析	重回帰分析	共分散構造分析	時系列分析	SD 1)
因果関係の示唆	弱い	-	ややあり	かなりあり	強い	強い
データ	横断・縦断	横断	横断	横断が主2)	縦断調査	初期値は横断3)
予測性	なし	なし	なし	なし	短期予測	中長期予測
検定	変数間の関連	-	目的変数との 関連	モデル	自己相関/モデ ル	不能

- 1) システムダイナミクス
- 2) 縦断的データに適用は可能
- 3) 変数間の関係式の係数は時間に依存しないため、定数である縦断データともも見なせる。

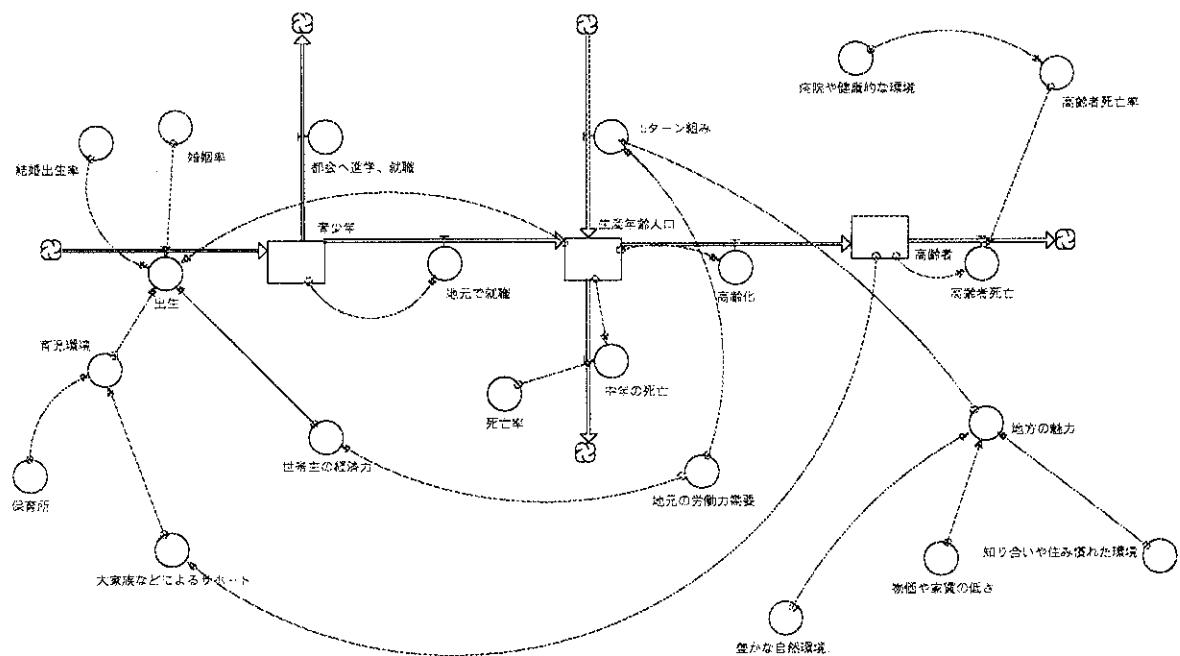


図1 地域間移動モデル

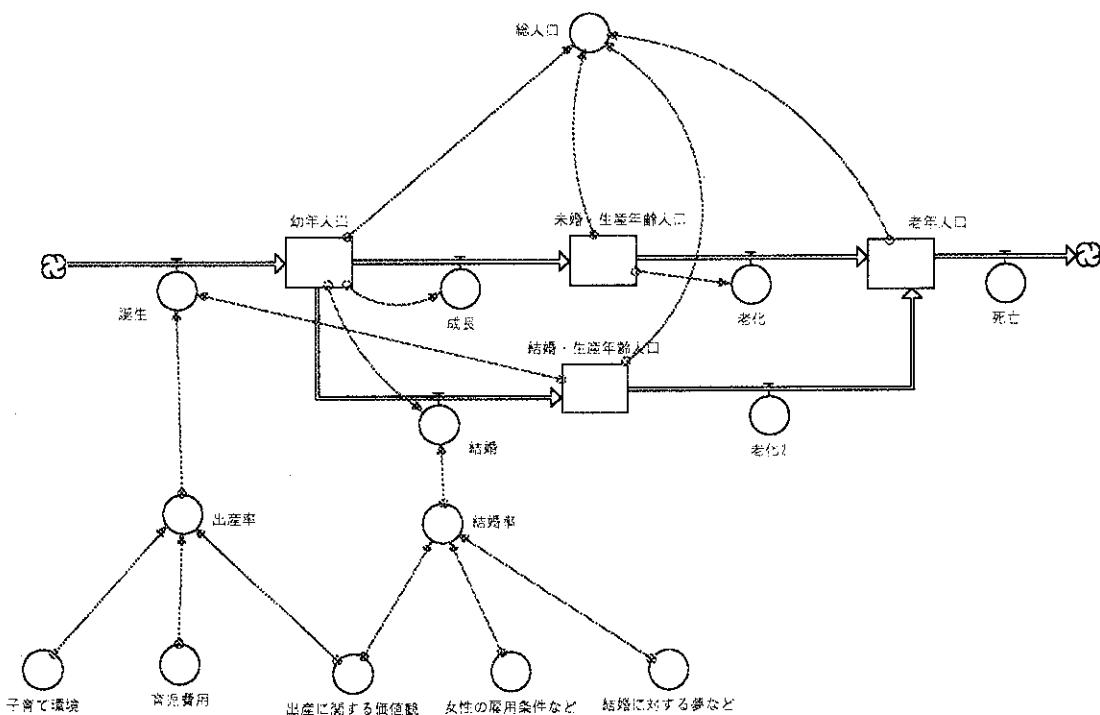


図2 社会経済環境モデル

C-6 「社会環境が結婚・出産・育児に及ぼす影響」に関する意見

C-6-1 「少子化社会における保健福祉行動の政策科学的研究」

小野寺 伸夫（聖徳大学教授）

まえがき

わが国の少子化社会の出現については、人口学的視点として 1970 年代前半の第二次ベビーブームの出生数 209 万人、合計特殊出生率 2.14 を頂点に次第に減少傾向を深めたことから十分予測されてきた。しかし、少子化社会の出現が社会的にも政策的にも重要な問題と意識されたのは合計特殊出生率が 2.0 を割り、さらに 1.5 台に落ち込んだ頃からでもあった。政策科学研究としては公衆衛生の重要な要素の一つである人口学的アプローチのみならず、公衆衛生発展基盤としての重要な行動科学および社会経済学についてのさらなる考究が求められた。

研究方法

少子化社会の現実を主眼に①人口学②行動科学③社会経済学について関係資料の分析を行なった。同時に、子育てグループ・ネットワークの意見内容及び子育てに関するアンケート調査レポートを考察した。

これらの考察を基本に政策科学の戦略的研究として考慮すべき、規範＝人間、比較＝能率、条件適合＝組織の諸要因分析を行った。

研究結果

1. 人口学的要因

わが国の人団問題の推移は自然的条件のみならず社会的条件によって大きく変貌してきた。第二次世界大戦後における 1947—1949 年代に第一次ベビーブームが訪れた。【1949 年の出生数 2,696,638 人、出生率人口千対 33.0、合計特殊出生率 4.3、老齢人口（65 歳以上構成割合）4.9%】第二次ベビーブームは 1971—1974 年代に到来した。【1973 年の出生数 2,091,983 人、出生率人口千対 19.4、合計特殊出生率 2.14、老齢人口（65 歳以上構成割合）8% 弱】第一次ベビーブームと第二次ベビーブームは構造的にかなりの違いがある。第二次ベビ

ーブーム以降、少子化社会が現実の問題となってきた。とりわけ、1973 年に福祉元年の高福祉政策を掲げても、合計特殊出生率が 1975 年に 2 を割り、1.91 となった時点においても今日的話題とならなかった。1989 年に合計特殊出生率が 1.57 と 1.5 台に入った時点から次第に大きな問題となってきたことは否定できない。この時点では老人人口構成割合は 10% を越え、少子化と高齢化が複合し、新たな問題を提起した。

2. 行動科学的要因

少子化時代において、国家的政策や財政支援のみで少子化の解消となるかは甚だ疑問である。第二次ベビーブーム後、高度経済成長、さらに世界的なオイルショックの経験を通じ、国民生活は多様にして複雑な価値の選択が必要とされた。子育てについても、核家族化の進行、地域社会連帯力の減退、女性の進出、高学歴化社会、情報の先行・氾濫などめぐるしい社会環境の変化の中で翻弄している。子育てに関するアンケート調査（平成 10 年度分担研究者 高野陽）によると①子育てに伴う犠牲感について【男性に比べて、女性の方が、「仕事」や「自由」を犠牲にしている】、②子育てをしてからの自分自身の変化について【女性は、男性に比べて、自分自身の変化をいろいろな面で感じている】、③育ってきた環境：中学卒業後の人暮らし経験のある人は、経済的にも心理的にも自立している」④育ってきた家庭に対する満足感【多くの人は育ってきた家庭に満足、不満のある人は男性 19%、女性 24%】、⑤将来、自分の育ってきた家庭のような家庭を築きたいと思うかについて【約 40% の人は、育ってきた家庭をモデルにしたくない】とある。

一見、常識的な回答と見るが、次の世代を育む行動科学として次の視点からの分析が織り込まれて良いであろう。

- ① 犠牲感と人生への感謝、
- ② 自己意識の変容内容と変容の端緒、
- ③ 自立心と依存心、
- ④ 満足の置き場所と満足感
- ⑤ 生活モデルの場とあり方。

本来、子育ては、より自然で、より素直な感性で、より調和して、より家庭的で、より身近なモデルにて考え、教わり、行動し、未来への歩みを持つ。そ

これらの意識内容からはかなりの隔たりがある。この点、家庭・隣組の枠組みをこだわらない組織機能として「子育てネットワーク」が誕生した必然性がある。これは、家父長制度、家制度、行政主体指導等の縦割り構造から、共通する世代、一人一人の出会い、行政や情報への選択的アプローチ等を可能にする横断的な構造への変容でもある。これらのネットワークは参加を通じ、具体的で実際的な子育てを可能にする安心感、信頼すべき情報、経験の生かし方、参加の促進等を次の世代へ継承する内容を有している。

この際、考慮すべき行動要件として参加の動機、各自の子育ての経験度、問題意識の差、家族の理解度、行動範囲と時間等について新たな行動科学的アプローチとして誰が、どの様な方法で、どのタイミングで行なうかが問われる。

本来、子育ては問題が深刻なほど個別的な条件に帰着することの多い傾向からも問われる点もある。

子育てはエリートのみの行動要件ではなく、母子保健・家庭保健・地域保健の原点に立脚した行動とは、ごく常識的で、一般化した内容で、しかも、各自の家庭モデルに適合した方向をどの様に実現するかが問われるであろう。

3. 社会経済的要因

次の世代を担う人材の育成として、何時の時代であっても、どの地域であっても子育ての重要性は変わることはない。しかしながら、社会経済要因が子育て環境に極めて多様にして複雑な影響をもたらすことも現実である。

良好な社会経済環境においても問題は少なくないが、劣悪な社会経済環境にあればあるほど直接に深刻な影響を受けるのが子供たちであり、母親であることは否定できない。

さらに、社会経済要因は家庭生活の調和や心理的な問題にさまざまな影響を与えるとともに、結婚・出産・育児はもとより健康管理・保育・教育・労働など制度的な運営の諸条件からも影響する。

この際、社会経済要因で考慮すべき点として、少なくとも次の諸点をあげて良いであろう。

- ① 仮に景気回復がなされても、子育て環境への社会経済活動効果の還元が遅れると言う特徴があること。
- ② 子育てについてのインフラストラクチャーおよ

びサービス内容についてのミニマム・リクワイメントが明瞭でないこと。

③ 子育てに関する経済的負担がどの家庭においても高い優先度を持っていると考えられていること。

④ 子育てに必要な社会資本整備、税控除と児童手当支給等の政策判断に関する理念・目標・計画、管理方式、評価および研究投資が明確でないこと。

考察

少子化社会から脱して多子化社会に向かうことが、わが国の望ましい未来像を描くかどうかについては疑問である。

これらの疑問を解明することなく、少子化社会のもつ未来像の空しさを主張する傾向は本質にもどるものがある。

子育て環境を充実し、次代を担う人材としての価値を高めるサービスを確実にしても、少子化社会からの離脱が可能とは限らない。

子育ての基本概念は少子化社会であろうとなからうと本来変わるものでないとするのが人間研究科学の本質である。

従って、少子化社会離脱の手段として、母子保健や子育ての社会政策が存在するものでないとする国民的合意形式が規範に位置づけられねばならないであろう。さらに、規範研究として、子育てに必要とされる法制度の整備や母子保健計画の円滑な運営について一層の価値を高めて行くことは当然である。

健康新政として子育てが重要な位置を確保し、安定した期待すべき方向を持つ必要がある。そのためには生涯を貫く健康管理の原点として政策推進を図る計画路線、自由度の高い選択、費用便益等の能率研究が求められる。子育ては一部のエリートのためにだけではなく、より庶民に根ざした方向に本質がある。

このことは、子育ての世界観としての判断、リスク群への積極的対応、社会経済に関する基盤形成等の比較研究を通じた共通項を持つ対応が求められる。

子育てをめぐる多様にして複雑な環境条件を的確に把握し、弾力的な対応が必要となる。今日、女性の進出が活発化する中で保育環境を充実するためには保育にかける子を預かる施設としての保育所でなく、日常生活の継続維持をより可能とする栄養指導・教育活動・こころの健康づくり等を包括的に捉

える視点が求められる。さらに、条件適合の観点からベビーセッターの資格要件、外国人子弟の保育等新しい社会的要請に応える検討が必要とされる。

このため、子育てについて縦社会構造から、横社会構造への変革、さらに縦横が複雑に織り成す社会構造を考慮した組織科学としての研究が求められるであろう。

その際、大規模な組織のみならず、相互支援を可能とする子育てネットワークなど弹力的でソフトな組織の呼びかけに素直に反応する方向に期待すべき内容が見いだされるであろう。

少子化社会は高齢社会の現実において、相乗的な問題を提起している。子育てについてのもろもろの条件整備や機能の充実が少子化社会の脱却でないと指摘した。

しかし、政策科学の路線として基本となる要因についての解明を図る積極姿勢が期待すべき健康未来社会の創造につながることは確かであろう。

子育てについての政策科学研究は今後一層重要性を帯びる中で、少子化問題の対応は公衆衛生学の基本路線を踏まえながら、ソフトな発想を弾力的に取り入れ社会経済関係、人材確保育成等を包括する研究の進展が期待されて良いであろう。

参考文献

1. 小野寺伸夫；健康づくりへの政策- 健政策発展の理論と発展、メヂカルフレンド社、1987
2. 高野陽；子育てに関するアンケート調査リポート、子ども家庭総合研究所、1998
3. 上尾市コミュニティーセンター；子育てシンポジウム報告書、1999
4. 育児ネットワーク；子育て応援新聞、育児ネットB O X、1999
5. 彩の国さいたま子育てネットワーク、創刊準備号、1999

C-6-2 認可外保育施設における保育の質の充実について

千葉 良（仙台赤十字病院小児科部長）

要約

行政の指導を受けない組織たる認可外保育施設に、国の施策をどのようにして周知徹底させるか、またこれらの施設の小児保健的問題をどのようにして解決するか検討した。検討事項は、1. すくすく子育て研究会について、2. 認可外保育施設職員に対する聴取について、である。

研究目的

平成10年度報告（未既婚者別自由記載の内容から得られた少子化社会のあり方一小児保健学の立場からー）は、施策の実施について、1) 施策の周知徹底、2) 施策の多様な方式、3) 国の立場、4) 親の立場および5) 子どもの立場から検討した。

少子化対策推進基本方針について（平成11年12月17日、少子化対策推進関係閣僚会議）や新エンゼルプランについて（平成11年12月19日）が決定したが、行政（県、市、町村）の管轄外の組織、指導を受けない組織たる認可外保育施設には周知徹底されないとと思われる。

認可外保育施設に、国の施策をどのようにして周知徹底するか、またこれらの施設の小児保健的問題をどのようにして解決するかを、会を組織して実践してみたので、それを踏まえて検討した。

研究方法

宮城県内の認可外保育施設、育児サークルおよび子どもの病気を守る会に呼びかけて、すくすく子育て研究会を結成した。

目的は、各施設・グループに対して主に国の施策を伝える研修会を行なう、また各施設・グループの問題（困りごとなど）に対する支援方法の確立である。

結成する方法、運営方法、研修会のあり方と各施設・グループからの問題（困りごとなど）に対応するネット形成に関して検討した。

結果

1. すくすく子育て研究会について
 - 1) すくすく子育て研究会の結成について
 - (1) 準備委員会の開催

平成 11 年春、小児保健を実践してきたグループに呼びかけて、小児科医、歯科医、福祉関係者、デパートなどの育児相談担当者および電話相談担当者の参加を得て、専門委員グループを作った。

同時に、認可外保育施設責任者や育児サークルの代表者に呼びかけて、保育関係者グループを作った。

専門委員グループと保育関係者グループで、準備会を、平成 11 年 7 月 10 日(土)に開催した。

a)会を発足させる趣意、b)会の名称について、c)対象とする会員について、d)会の活動について、e)事務局など、を協議した。

a) 会を発足させる趣意について

今日の子育てのキーワードは、核家族化、孤立化、少子化、子育てに不慣れな親達および就労婦人の増加である。

育児不安まで行かなくとも、どうしたらいいのか、これでいいのかと戸惑う親達も多く見られる。

ア) 核家族化に対して、昔の祖父母の役割を果たすような支援

イ) 孤立化に対して、昔の井戸端会議的役割を果たすような支援

ウ) 少子化や育児に不慣れな親に対する支援

エ) 就労婦人に対する支援

これらの支援が親と子に必要である。また、障害や慢性の病気を持つ子や親もいろいろな悩みを抱えており、それらに対する支援も必要である。

一方、保育施設(保育所・保育ママ)や育児サークルに、相談する専門家(小児科医、歯科医、栄養士や育児相談員など)がないところがあるのも現状である。

このような親子、施設やグループと専門家が連携して、子育てをお手伝いし、より良い子育てを目指すのがこの会の目的である。

この会は政治的活動はしません。独特の哲学や宗教的考え方などは取り入れませんし、経済的支援もできません。

ただ、現在も行なわれている子育てをより良くするため、各人が出来る範囲でという限界があるにしても、母(親)と子に手を差しのべたいという主旨で活動していく会である。

b) 会の名称について

子育てはつらいことや苦しいこともあるけれど、

それを乗り越えて、ニコニコして育児をする、楽しい育児をするのをお手伝いするという意味を込めて、すくすく子育て研究会—ニコニコ育児、楽しい育児をお手伝いする会—とした。

c) 対象とする会員について

主に対象とするのは、認可外保育施設の園長および幹部職員、育児サークルや病気の子どもを守る会の代表者や責任者とするが、誰でも希望する方は入会できる。

d) 会の活動について

いろんなアンケート調査や子育てに関する会でよく言われることは、国はさっぱりやってくれない。ところが、厚生省の方は施策としてやっていると言う。これは国の施策・事業が末端(親と子)まで届かないことを示している。

国も施策や事業を行っていることを、本年度から小冊子「それでいいよ、だいじょうぶ」(厚生省)などで、周知徹底させようと試みている。

この会の活動として、国(県、市、町村も含めて)の施策・事業を周知徹底させることを一つの柱にしたい。もう一つは、施設やグループから相談ごとを受けて子育てをお手伝いすることを大きな柱したい。

ア) 研修会の実施

a. 国の施策・事業を周知徹底する研修会

例えば、母子健康手帳の改正や感染症新法などに関する研修会

b. 保育施設、育児サークルや病気の子どもを守る会で、子育てに必要なことの研修会

イ) 相談ごとに対する支援

a. 親の相談ごとに対して

電話相談や親に対する講演会など、いろいろところで行われているので、それらを利用してください。

当会の専門委員の担当する相談は、

(ア) 電話相談は、赤ちゃんほっとダイヤル(母子愛育会宮城県支部)、

TEL. 022-275-6672、

受付時間; 火曜日と木曜日の午前 10 時から午後 4 時まで、

(イ) 育児相談室(母子衛生研究会)は、

場所; 藤崎デパート内、ベビールーム、

曜日と時間；金曜日 午前 11 時から午後 4 時まで、

日曜日 午後 12 時 30 分から午後 4 時まで、

- (ウ) インターネットの子育て支援のムベージは、「初めての赤ちゃん、子育てはこれでいいのかな」である。

<http://www02.so-net.ne.jp/~childcar/index.html>、

b. 保育施設、育児サークルや病気の子どもを守る会からの相談ごとに対して

この分野に主力を注ぎたい。園医、栄養士などがないことが多いので、専門家(小児科医、歯科医、栄養士、育児相談員、福祉の専門家など)に相談する。

保育施設、育児サークルや病気の子どもを守る会から、FAX. や郵便で事務局に連絡する。事務局から各専門家に依頼し、回答などを事務局を経由して返事する。

なお、専門機関(医療機関、市町村母子保健担当課、保健所や児童相談所など)にも紹介する。

e) 会の事務局

事務局は、仙台赤十字病院小児科内におき、代表者は千葉良にする。

〒982-8501

仙台市太白区八木山本町 2 丁目 43-3

仙台赤十字病院小児科内

すくすく子育て研究会—ニコニコ育児、楽しい育児をお手伝いする会— 千葉 良

TEL.022-243-1111(代表)

FAX.022-243-1102

(2) 認可外保育施設と育児サークルへの案内につ

いて

宮城県小児保健協会で共に活動してきた宮城県と仙台市関係の方々に、情報を公開できる範囲で、認可外保育施設と育児サークルの名称と住所などを教えていただいた。

それに基づき案内状を発送した。経費節約のため、返信用の葉書は使用せず参加希望者は FAX. で返事をいただくことにした。

2) 研修会について

第1回研修会は、平成 11 年 9 月 18 日 (土) に開催し、演題は「母子健康手帳の改正をめぐって」で、日光浴と日焼け、子育て支援小冊子「それでいいよだいじょうぶ」(厚生省)と「家庭教育手帳」(文部省)の解説に力を入れた。

いよだいじょうぶ」(厚生省)と「家庭教育手帳」(文部省)の解説に力を入れた。

第2回研修会は、平成 12 年 1 月 8 日 (土) に開催し、演題は「保育所・育児サークルにおける感染症対策」である。乳幼児では児童生徒と違い、手洗いやうがいが十分に励行できない、また感染症回復直後の乳児では、哺乳、抱っこ、おむつ交換や下着を取り替える前後の保育士自身の十分な手洗いとガウン(エプロンなど)の取り替えを励行することの重要性を強調した。

会員は、認可外保育所 34 施設、認可保育所(個人参加) 6 施設、育児サークル 6 グループ、その他 3 グループで、計 49 施設・グループである。

3) 問題点と反省

本会の結成は、宮城県小児保健協会の熱意あるグループが、母子保健マニュアル(厚生省)の「福祉・教育等との連携」の実践として、保健の側から取り組んだ例である。

保健側に熱意あるグループが全ての県に存在するとは限らないので、福祉の側から取り組む場合もあるであろう。また、行政

(県、市、町村) が主導してこのような組織を作つてもよい。

この組織の形態として、経済的・資金的なことを考えるならば、行政から委託された団体または NPO(民間非営利組織) が経営的にも安定してよいと考えられる。

われわれのすくすく子育て研究会は、NPO へと発展させることができが経営的にも安定してよいと考えている。

認可外保育施設や育児グループの名称・住所は情報を持っている行政としても、情報を開示しにくいという難点がある。この点、行政が参加できる方式、行政主導方式または NPO 方式がよいかもしれないが、予算などから行政主導方式は困難ではなかろうか。

自然発生的なわれわれのような方式は、熱意あるグループがいれば、手軽に組織を作れるが経済的には大変である。

認可外保育施設の責任者や育児サークルの代表者は現状維持で満足している場合も多く、保育の質の向上を目指すのに消極的な場合が多い。このような

責任者や代表者の意識を変えるにはどうすればよいかも悩みの種である。

行政やマスコミが、このようなよい組織(会)があると紹介することも、責任者や代表者の意識を高めるのによいかもしない。

2. 認可外保育施設職員からの聴取について

入所待機児童対策は現在の問題であり、すみやかに入所待機児童は解消されなければならない。

新エンゼルプランで、認可保育所のみを対象として、保育サービス等子育て支援サービスの充実を行っても、入所待機児童問題は改善はされるが解消されないのであろう。

応急策としてあげている家庭的保育は、認可外保育施設、特に市町村により指定された認可外保育施設に頼らざるを得ない。

これらの保育施設は、長年、地域に根付いた保育活動、家庭的保育を実践しているので、助成して、保育の質を向上させて、待機児童問題を解消するのも一つの方法と思われる。

今回は、すくすく子育て研究会の研修会で、認可外保育施設職員に対して、実情や要望などを聴取したが、それらをまとめて検討した。

まず経営が苦しく、保育士などの勤務条件もよくないので、経済的助成を求める声が圧倒的に多かったことは言うまでもない。

それでは、無条件にどの認可外保育施設にも平等に助成して、果たして質の良い保育が行なわれるであろうか。

認可外保育施設によって、現状維持で満足している施設もあるし、すくすく研究会会員の施設のように質の向上を目指す施設もある。質の向上を目指すにしても、努力目標では十分に質の向上は望めない。やはり、各保育施設における保育の質の評価が必要になる。

1) 保育の質の評価について

(1) 設備・環境について

例えば、乳児保育の場合は、園庭の条件が十分でなくとも、室内のベッドやはいはいなどの場所が基準に達していれば可とする。一方、幼児の場合は、自前の園庭の条件が十分でなくとも、近所の公園や児童館を活用すれば十分と評価できる場合もある。

(2) 保育内容について

設備・環境といったハードな面の評価より、保育内容というソフトな面の評価は難しい。例えば、数名の乳児を一人の熟練した経験のある保育士で保育するならば、かなり満足する保育が行われるだろう。

このように、個々の保育状態に合わせて、適切か否かを評価していけば、保育の質の充実が期待できる。

2) 職員の勤務状態について

例えば、保育士が拙劣な勤務状態であれば、質の充実した保育は望めないのは当然である。認可外保育施設職員にも、仕事と育児の両立できる環境が必要であることを訴えたい。

最後に、地域に根付いて、長年、積極的に保育活動を実践してきた、また保育の質の向上を目指している認可外保育施設を適切に評価して、助成していく施策を、認可外保育施設職員は待ち望んでいることをつけ加えたい。

C-6-3 子育て支援のあり方について

大日向雅美（恵泉女学園大学教授）

(1) 子育てに悩む母親の急増

近年は少子化に加えて、子育てに困難を訴える親が急増している。養育放棄や虐待など母親による深刻な犯罪や事件の報道も後を絶たない。こうした現象は、従来の性別役割分業体制と、それを理論的に支えてきた「育児は母親に生來的な適性がある」とする母性観の歪みからもたらされたものである。換言すれば、子育てに悩み、困難を覚える母親の存在はいつの世も認められるのであり、育児の適性は必ずしも女性であれば誰にも備わった生來的な特性ではないことを示している。こうした視点に立つと、それぞれの時代の要請に即した形で人々の生活実態に合致した子育てのあり方を見いだしていく必要があるといえよう。

(2) 子育て困難の背景と子育て支援のあり方

母親が子育てをつらく思う理由は、母親が置かれている生活状況等によって多様であり、子育て支援

はその実態を正確に把握することが大切である。

1) 専業主婦が直面している子育て困難

子育ての困難は、母親が専業主婦か就労女性かによって状況が異なるが、概して専業主婦に困難の程度が強いといえよう。

乳幼児の育児にあたっている専業主婦の悩みは、第1に育児負担が大きいことである。一日中乳幼児の世話を追われて、一人の時間もままならない状況のつらさは、専業主婦の母親が共通に訴えるものである。第2は、こうした母親のつらさが周囲からなかなか理解されにくいことである。人々は依然として「母親は育児が楽しいはず」「母親が育児をするのは当然」とする母性観を信奉していて、最も身近な夫も妻のつらさを理解しようとはしない。第3は、社会からの閉塞感である。「育児に携わっている間に、世の中から置き去りにされるようださみしい」「育児が一段落した後の生活のビジョンが立たない」「仕事をしたくても、復帰が難しそうで、仕事をやめたことを後悔している」等々の声が多い。第4は、近隣や幼稚園での母親同士の人間関係の悩みである。夫や社会からの疎外感に悩む専業主婦の母親たちは、ストレスの発散や理解者を母親仲間に求めようとする。しかし、社会との接点をもたず、育児にだけ専念する母親たちの集団は、同質性の高い閉鎖的な集団と化し、子どものけんかやささいな成長発達の差異にとらわれて、息苦しい人間関係に陥る危険性が高い。昨年末の文京区幼児殺害事件は母親どうしの人間関係の悩みを端的にあらわした事件として注目されている。

2) 働く母親が直面している子育て困難

一方、働く母親には、上記のような社会からの閉塞感はないが、「仕事と育児の両立」の難しさに直面している実態は從来から変わっていない。具体的には産休明け、育児休業明けの保育所入所の難しさ、保育時間と就労時間との不一致、子どもの病気時の保育などに大半の母親が悩んでいる。また、働く母親は地域から孤立しがちであり、近隣の支援が得にくいのが実状である。日中は職場で過ごし、地域の活動に参加できないという生活時間上の問題に加えて、乳幼児をもつ母親が働くことに対する周囲の理解が得にくい。「小さいとき、特に三歳までは家庭で母親が育てるべきだ」「子どもがかわいそう」と

いう周囲の声や、何か子どもに問題が起きたときに、その原因が母親の就労にあるかのようにみなす風潮が依然として社会に根強く、これも働く母親を悩ませている。

3) これから子育て支援に必要な視点

上記の状況から考えて、子育て支援には2段階の対策が必要と考える。第1は、一時的でも母親を育児負担から解放することが必要であり、子育ての苦楽を共有できる仲間作りへの支援が欠かせない。その一例として、すでに各方面で実施され始めている「一時保育」付の各種行事がある。これは育児負担や孤立感の大きい専業主婦に対して、気分転換をはかる一人の時間を提供し、同時に講座や行事を通して、社会との接点をもつ機会を提供することができる。また、専業主婦の孤立感、閉塞感を解消する目的で活動がなされている「子育てグループ、子育てネットワーク」の育成支援の充実も、いっそう求められている。

しかし、こうした子育て支援は、やがて母親たちの社会参加を支援する第2段階に結びつけていく必要があることを指摘したい。現状の母親たちが示す子育て困難は、「子どもを産むと同時に母親役割に専従しなければならない状況」に真の原因が求められると考える。子どものしつけや、母親どうしの人間関係に翻弄されている母親の状況は、一見するとかにも未成熟とも思われる。しかし、自己が直面している問題を冷静に見つめるには、広い人間関係に支えられた経験の積み重ねが不可欠であろう。一時保育付講座の内容がつねに子育て関係の話題に限られ、子育てグループもまた子連れの母親だけの集団である以上、母親たちに大人としての社会性を育む機会は乏しいといわざるを得ない。

子育て中の母親も仕事や地域活動など広く社会に関わるような支援が今後の課題である。そのためには保育制度の整備はいうまでもないが、子育て中も求職活動や社会復帰の準備の時間をもてるよう、「ファミリー・サポートシステム」等、一時保育体制の充実も緊要課題である。また行政が一時保育者養成講座修了生たちの組織化を支援し、子育てグループが地域の一時保育提供者という形で社会活動に貢献している好例もある（例：松戸市「ぼとさの会」詳細は大日向雅美『子育てと出会うとき』NHKブ

ックス 1999 年参照)。子育てグループや子育てネットワークの活動も、つねに子連れで行動することを余儀なくされることのないよう、相互に保育を提供し、社会参加を支援しあう活動拠点に育っていく必要があると考える。そのためにも、子育てグループに子育て終了世代や子育てサポーターが適宜参加し、アドバイザー的機能を発揮するのも一つの方法であろう。

一方、働く母親に対する支援としては、多様な就労形態に応じた保育体制の整備が求められており、長時間保育や夜間保育、休日保育等が進められている。確かに深夜や休日勤務で働く親のニーズも看過できないものがあり、現状に対する対症療法的な支援としては一定の評価ができる。しかし、育児期にあっては育児や家庭生活にもゆとりのある環境が必要である。こうした観点から考えると、育児期の親の就労のあり方に関しては子どもの成長発達や親子関係の育成を十分に考慮したビジョンも忘れてはならない。

なお、母親のストレスの背景をなしている母性愛神話の解明も急務である。特に「三歳児神話」による束縛など、母親の就労を問題視する世論に対しては、その真偽を実証的に検討する調査研究も亟ぐ必要がある。親にとっての「仕事と育児」の両立が子どもの成長発達にとっても望ましい結果をもたらすような条件を明らかにする実証的な研究が蓄積されてはじめて、「三歳児神話」などの従来の母性観に翻弄されることのない子育てが可能となると考える。

C-6-4 個別対応を必要とされる育児支援のあり方

山岡ティ（情報教育研究所代表）

現代の情報化社会で育児生活を送る母親達は、さまざまな育児情報源からの影響を受けている。同居家族を核にして、母親が準拠する職場やサークル、近所や子育て仲間などのコミュニティ集団があり、それらをマスメディアや個別の専門家達が、社会的な情報源として、幾重にも取り囲んでいる。

母親達が信頼する育児情報源は、求める育児情報の内容によっても異なるが、基本的には、「夫、近

所の友人、実家の母、園の先生」などが上位を占めしており、個々の母親達がそれぞれの判断理由や置かれた状況の中で独自の情報支援ネットワークを形成している。

近所の友人を最も信頼すると判断する理由（とても重要である）としては、「同じ年ごろの子どもがいてわかりあえる」や「身近かで相談しやすいこと」が上位にあげられていた（山岡ら、1998、1999、山岡 2000）。

また、乳幼児をもつ母親達自身が子育てサークルを通して行ったアンケート調査の結果では、同じ年ごろの子どもがいる子育て仲間達とのグループ（サークル）活動を行っている母親が 62.0% で、さらに、「グループ活動が、子育ての役に立っている」と回答した母親達は 96.9% と高い支持率を得ていた。それら子育て仲間と出会った場所としては、「近所」61.3% が最も多く、ついで、「公園」47.4% と、いずれも地域での友人コミュニティを積極的に活用している母親達のハイライト部分をこの調査では映し出していた（彩の国さいたま子育てネットワーク、「3801 人の子育て「実感」アンケート」1999）。

このように、育児期の母親達は、近所の子育て仲間やコミュニティなど準拠集団への帰属意識が高い一方では、それら近所の友人達が育児不安を増幅させる悩みの原因にもなっている側面があることも否めないのが現状である。

母親達が活用している育児情報源の中で、最も信頼性の高い情報源を单一選択した結果の第 2 位にあげられていた「近所の友人」が、同じく、最も不安になった情報源の第 1 位にあげられていたことからも、その二面性が表れていた（山岡 2000）。

母親達が「近所の友人」や「子育て仲間」を定義するときに、複数の友人を想定していることを考慮しても、地域の友人から不安を得ていると感じる母親が最も多いという結果には変わりがない。さらに、近所の友人高不安群は、その他の群に比べると、育児を助け合える子育て仲間がいるとは意識しているものの、その反面、母親の特性としては、社交外向性が低く、夫のサポートを必要としている傾向があることが明らかになった。

また、実家の母から高不安感を得ている母親は、最新育児情報で理論構築するためか、育児書や教育

書などに最も高い信頼性を置いていることが有意に多いという結果であった。

一人ひとりの母親達の個人特性や社会的状況などによっても、その必要とする人的サポートや信頼する情報源が異なっているという実情を踏まえて、今後はさらに個別対応をきめ細やかに考慮した支援のあり方が問われていると思われる。

そこで、今後の母親達に必要と思われる育児支援ニーズを具体的に提示した。

(1) 先生や母親が実践的カウセリングを生かした子育てを

園の先生は、働く母親達や、また、母子や父子だけのひとり親家庭にとっても、実家の母について重要な育児情報源であることが調査結果は示していた(山岡 2000)。保健所や児童相談所での専門的な支援だけではなくて、日常的に親に接する機会が多い園の先生が、カウンセリングの理論や具体的な技法を学べる研修会の機会を増やし、さらに、母親を対象にしたより実践的な出張講習会を身近かな施設で定期的に行うことが必要である。

(2) 育児情報の質や内容の具体的な検討を学際的に行う

利便性を追求した育児用品の普及、育児文化の伝承の希薄化と母親達の高学歴化に伴い、育児における「専門家志向」は今後も高まることが予測される。

そのような状況を反映してか、高不安育児情報の上位には、マスメディアと並び、保健医療に携わる保健所の保健婦や栄養士があげられていた。また、育児書や育児雑誌を実家の母と対比して育児の価値基準にしている母親が多いことも明らかになった(山岡 2000)。

育児情報の送り手としての、育児情報の質に関する研究報告は過去にもいくつか行われているが、さらに、具体的な事例において解釈が異なる医学知識や育児知識を学際的に検討して、混乱を招きやすい育児知識に関する統一見解や専門家が用いる指針を作成することが望まれる。

(3) 育児に関する地域情報や子育て支援サービスが住民に届く工夫を

新しく転居してきた地域での育児情報をどのように収集するかは、親の関心事である。そのために、児童館、子どもの習い事や教室、生協など地域ネット

ワークの要になる集団や組織が活用されている一面もある。

また、行政の支援サービスの詳細や印刷物などの情報がほんとうに必要な親子には届いていない現状も多く見受けられる。行政の窓口を一本化することは、組織上の問題から難しいことと思われるが、親子が活動するさまざまな場を想定した上で、地域での公的・私的な両方の育児情報が母親達の手元に行き渡るシステム上の試みが必要と思われる。

(4) 妊娠・出産・育児の情報教育で親準備性を高める

現在、学校教育の中で、情報教育が盛んであるが、それは、主として情報機器をいかに使うかに力点が置かれており、生活者としての科学的な情報教育や実践的な生命教育や妊娠・出産・育児に関する教育は、極めて限られた一部の学校でしか行われていない。

母親の育児不安と妊娠以前の育児に関する知識や体験の有無との相関性は多くの調査結果からも検証されている。晩婚・晩産化傾向にある昨今では、中学や高校の場から、つぎは妊娠後の母親教室までの空白の時期が長くなる。しかしながら、育児や母子保健に関する教育や啓蒙の機会を設けて、親準備性を高めることと同時に、育児情報の収集や情報行動に関する科学的な目を養う生活者としての情報教育が今求められている。

参考文献

- 1) 山岡泰イ他 「子育て生活基本調査報告書」 ベネッセ教育研究所 1998.
- 2) 山岡泰イ他 「子育て生活基本調査報告書」 ベネッセ教育研究所 1999.
- 3) 彩の国さいたま子育てネットワーク 「3801人の子育て「実感」アンケート」 1999.
- 4) 山岡泰イ 「育児不安と育児情報に関する子育て調査」 情報教育研究所 2000.

C-6-5 少子化をもたらしている心理的原因を明らかにする調査研究の必要性

神宮英夫（明星大学人文学部教授）

1 調査の問題点

理想の子ども数と現実の子ども数との間に、平均で1名弱のギャップがあり、このことから、子どもを持ちたいのに持てない原因があると考えて、さまざまな調査・研究が行なわれてきた。

これらの調査では、例えば、子育てに対するコストなどの経済的問題が指摘され、手当ての増額が議論されてきた。また、労働環境の問題では育児休業制度が議論され、学校教育への不安ではゆとりの教育が議論されてきた。このように、物理的・社会的原因を考えて、これらを調査項目として、被調査者に調査を行い、その選択結果から、原因を特定して、それに応じた対策が論じられてきた。つまり、物理的・社会的原因を明らかにして、これらに対する対策が対処療法的にとられてきたのが現状である。

このような政策の有り様では、総花的となりコストがかかりすぎることになる。少子化対策として、システム的な政策にはなりえていない。少子化を食い止めるための国としての断固とした決意や意図が反映されない政策となってしまっている。

また、従前のやり方では、果たして本当の原因を明らかにできるのであろうか。例えば、子どもを持ちたいのに持てない原因として列挙された調査項目の中で、ある被調査者が子育てに対するコストを選んだとする。この場合、実はさまざまのことを考えなければならない。本当にコストがかかり、経済的に苦しいので子どもが持てないということは、当然考えられる。一方、他にもっと深刻な原因があったり、あるいは被調査者自身も気がついていない原因のある可能性がある。にもかかわらず結果として、答えやすいあるいは選択しやすい項目として例えばコストを選んだと考えることができる。

調査から得られた結果が、真に少子化の原因となっているとは必ずしもいえない。選ばれた項目は、選択したという被調査者の意識的行動の結果ではあっても、その調査項目に直接即しているものだと即断することは危険である。市場調査や視聴率調査の

ように、具体的行動に見合った選択項目であれば、目的に即した結果であるといえる。しかし、個人的なこころの問題にかかる場合には、直接的な議論は難しい。

2 自己決定権について

子どもを持つか持たないかは、個人的な問題であり、各々の自己決定権にかかわっている。子どもを持つないという決定をした人には、さまざまな理由がある。その一側面として、物理的・社会的原因を通常は考えてきた。しかし、これらの原因よりも、より大きな側面としてこころの問題、つまり心理的・社会的原因が存在していることは否定できない。しかし、現状では、どのような心理的原因が、少子化の問題で考えられるのか、あるいは考えるべきなのかについては、まだまだ研究が不足しており、明確にはなっていない。

こころの問題に基づいた少子化をもたらしている自己決定のプロセスを、今後明らかにして行く必要がある。このためには、いくつかの視点を心理学としては考えることができる。例えば、親になろうという人が、自分の親との間で、その関係をどのように構築して行くことになるのかを、このことは決めており、子どもを持つか持たないかをも決める要因となっている。また、自分のこれから的人生をどのように歩んで行きたいのかというライフ・プランを、どれだけ明確に意識できているかということも問題となる。このライフ・プランのイベントの一つとして、子どもを持つか持たないかということが存在している。

これら以外にもさまざまな視点を考えることができ、その視点に見合った心理学的研究を行なう必要がある。この研究成果から、手当てを増額するよりも、予算のかからない別の施策の方が、より効果的であるということがありうるであろう。例えば、具体的には、「家庭科」の教育内容に「家族」があるが、このような研究成果を反映した内容で、十分な時間数をとって実践的な教育を行なうということなどが考えられるであろう。

この種の研究成果から考えられる施策は、必ずしも予算の裏付けを必要とはしない可能性がある。そして、対処療法的ではなく、根本的な施策になりう

る可能性がある。しかし、見た目上は、遠回りで即効性がないように考えられるが、対処療法的な施策よりも効果的な場合があるのでないだろうか。

C-6-6 少子化と児童の福祉

大嶋 恭二（東洋英和女学院大学助教授）

自分の住んでいる国とは異なる国の人々の生活、社会福祉、児童福祉の実態に接することにより、児童を含む人間が、一人の人間として豊かに生きるということとはなにか？それぞれの社会が一人の人間が育ち、生活することをどう捉えているかを考えるきっかけとなる。例えば、スウェーデンは胎内から墓場まで安心して生きれる社会を構築しようと常にその目標に向かって努力している。児童を育てる場合でも日本は家族中心、スウェーデンは家族とともに社会も同等あるいはそれ以上の責任を負っている。私が1994年以降訪れたスウェーデン、カナダ、英国は、日本と比べて、豊かさとゆとりをより実感できる国々であったように思われる。我が国の戦後の高度経済成長は、親の世代よりも子どもの世代の方がより豊かになれるという将来の希望が、活力ある社会を生み出す原動力であった。そこでは、「もっと働き、もっと勉強をし、もっと貯金をし---」、さもないと落ちこぼれる、年をとってから困る、あるいはそうすればいずれは豊かになる、楽になる等などであった。しかしそのことは一方では、当の個人の人生にとって、その時々に豊かさを、あるいはゆとりを実感できたかというと首を傾げざるを得ないというのが実態で、年をとり、さあこれからと思ったときにはすでに遅く、買えない、使えない、いわゆる豊かさを、あるいはゆとりを実感できないというのが我が国の戦後半世紀であったように思われる。

現代の子どもにとって優しい社会とはどのような社会なのか？逆に子どもにとって厳しい、つらい社会とは？北欧のある街（ストックホルム）では、市内のすべての駅にエレベーターあるいはエスカレーターがついていて、老人、障害者、赤ん坊連れの母親等誰でも利用でき、目的地に行くことができる。

北欧に関する研究者が車椅子でどこまで行けるか、参加できるかが福祉の水準の一つの目安となると指摘しているが、まさに社会の構成員すべての者が普通の生活ができるよう配慮されている。建物、道路、駅等すべてのものが、障害者、老人、子どもにとつて優しい街となっている

1989年の国連総会で採択され、1994年我が国の国会でも批准された「児童の権利に関する条約」の第2条は、いかなる差別もあってはならないことをうたっている。親の地位、立場、収入によって子どもの受ける教育に差があることは不公平、不平等ではないのか。ひとり親家庭の子どもや、子どもの多い家庭が経済的に苦しくなり、教育を受けさせることに制限を余儀なくされる時、そのことが当の子どもにとって仕方がないといってすまされることなのか。社会の構成員、特に成長発達の途上にある子どもたちにとって、教育を受けたいものがその子の能力、興味、関心にそって教育を受けることができるような環境を整備しなければならない。我が国の根強い学歴偏重の風潮は、受験のために過度の競争を生み、子どもにも親にもゆとりを失わせるとともに、親の経済的負担を増加させ、結果的に少産良育、すなわち少なく生んで、大事に育て高学歴を身につけさせようとすることに帰結している。100%に近い義務教育の就学率のなかで、学校で教育を受けることを拒否する児童の生まれてくる実態などをみると、現在の日本が児童の成長にとって望ましい環境を整えているのか、今一度問い合わせ直す時期に来ていると思われる。

ところで、少子化の要因は若い世帯の未婚率の上昇にあるといわれている。結婚しない人が増えるのは、現在の日本には、若い男女が親から自立して働きながら新たな家庭を築き、子どもを育していくという責任ある喜びや楽しさを経験することを困難にするような社会経済的・心理的要因があるといわれている。このことは、平成9年度～平成11年度厚生科学研究『少子化に関する専門研究』（日本子ども家庭総合研究所）の分担研究「社会環境が結婚・出産・育児に及ぼす影響に関する研究」（分担研究者 高野 陽）による非婚・晩婚や少子化の傾向に対する調査の自由記述でもみることができる。そこでは、現在の我が国の状況が、経済優先、学歴・競

争社会と過熱化した受験競争及びそのことの必然としての落ちこぼれや非行等の問題、かってと比べて良くなりつつあるとはいえ、女性の社会進出に対する従来からの消極的な考え方、すなわち日本における固定的な雇用慣行は、男女の固定的な性別役割分業を前提としており、職場優先の企業風土の中では、女性にとって就労の継続と出産育児の両立を困難なものとしていること、またいたん仕事を辞めた後の再就職の困難さと労働条件の劣悪化は、退職することが生活の上で大きなリスクを伴うものとなってくることなど、それらのことが将来への不安を招来するとともに、更に、経済的な支援の面でも、住宅の面でも、保育サービスの面でも子どもを産みたい人が安心して産み、かつ育てられるような環境が整備されていないところに今日の少子化の原因があることを指摘している。

子どもを産みたい人が安心して産み、かつ育てられる社会の構築と、すべての子どもが平等に、普通の生活をすることが当然のこととする国民の意識の醸成が今後の最大の課題である。前者に関しては、平成10年7月の「少子化への対応を考える有識者会議」の「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」の提言等がある。後者についていえば、すべての子どもが平等に、普通の生活することが当然のこととする意識の変革をもたらす重要な要素は教育、特に次世代への教育の中にあると思われる。如何にしてこの児童観、人間観、育てるか。保育所、幼稚園における障害児との統合保育は、それぞれが様々な個性をもった存在として互いに他者を認め合う機会となっている。大事なことは幼い時期のそのような感覚、意識が小中高校、さらにはその上の段階までも続いていくことである。社会福祉の原点はお互いの存在を認め合い、尊重しあい、助け合うところにある。そしてこのような自己と他者との関係の捉えかたは、社会の構成員一人一人がその幼児期からの自然な関係をとおして学習し、体得していくものであり、そのことが長じてからの人間観、児童観といったものになってくる。

競争社会、学歴偏重社会という環境のなかにおかれている現在の我が国の児童の状況を見るとき、自然を愛し、他人を思いやり、自信をもって主体的に生きるというような気持ちを如何にして育てていく

かは重い、しかし、克服しなければならない最大の課題である。

C-6-6 ヘルスプロモーションの視点からの提案

島内憲夫（順天堂大学スポーツ健康科学部助教授）

1. ヘルスプロモーションの視点

少子高齢化社会の中で、次世代を担う若者が幸せな結婚・出産・育児を迎えることができるような社会システムを構築するために必要なアイディアをヘルスプロモーションの視点から提案したい。

ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようになるプロセスである。身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態に到達するためには、個人や集団が望みを確認し、実現し、ニーズを満たし、環境を改善し、環境に対処する（cope）ことができなければならない。それゆえ、健康は、生きる目的ではなく、毎日の生活の資源である。（WHO：ヘルスプロモーションに関するオタワ憲章、1986）

また、ヘルスプロモーションの主眼は、病気のリスクファクターを探すのではなく、健康を創るハッピーファクターを探すことにある。

本研究では、このハッピーファクターを探す視点から、結婚・出産・育児を支える要因を探ってみたい。

例えば、つきのようなことが考えられる。

* 結婚・出産・育児を若者が期待し楽しめるような支援型の社会（家庭・職場・学校・地域）づくり

* 祖父母と同居していない核家族の母親が近所のおばさんの所で楽しく語らっている

* 子育て真っ最中の共働きの夫婦が、コンサートや映画やレストランに行くことができる

* 障害児をもつ母親が安心して子育てに専念できている

* 子どもとお年寄が地域の公園や路地で楽しく交流しているなど。

2. 3つのアプローチ

結婚・出産・育児に影響を及ぼすハッピーファク

ターを(1)生涯健康 (lifelong for health) の視点と(2)生活場所(settings for health)の視点そして、(3)制度・政策 (institution · policy for health) の視点から、探ってみよう。

(1) 生涯健康の視点から

結婚・出産・育児に対する人々の意識の高揚：結婚・出産・育児は、ライフステージの初期の課題ではなく、すべてのライフステージの課題であると認識を新たにすることが大切である。換言すれば、親の問題でもあり、祖父母の問題でもあり、子供の問題もあるということである。さらに言えば、一生涯の問題であると認識することが大切である。

(2) 生活場所の視点から

結婚した若者、子どもをもった若い父親・母親があらゆる場所で子育てを楽しみながら生き生きと生活できるような仕組みづくり・環境づくりを試みることが大切である。そこで、家庭、職場、学校、地域でどのようなことに取り組めばいいのかについて、一つの提案をしてみよう。

1) 家庭

家庭での目標は、結婚・出産・育児を家庭生活の重要な課題として位置付けること。

*母親の意識変革：育児ストレスで悩んでいる母親を支えるためのマニュアルづくり

*父親の意識変革：母親の育児ストレスに気付き支えることができるようなマニュアルづくり

*祖父母の意識変革：子育て（孫）支援が自らの健康支援でもあることに気付くようなマニュアルづくり

2) 職場

職場での目標は、企業の経営者が従業員の結婚・出産・育児を支援することが生産性の向上につながるのだという認識をもつこと。

*企業の経営者の意識変革：育児休暇やボランティア休暇を社員が快くとれるような仕組みをつくること。それは、生産性を向上させるための基礎的なプログラムであると自覚すること。

3) 学校

学校でのことは、直接的ではないが、子どもたちが将来経験する結婚・出産・育児の意義を人生の初期のころから学んでおくことは有意義なことと思われ

るので、ここであえて記述しておく。

学校での目標は、子どものうちから結婚・出産・育児の楽しさを体験すること。

*結婚の感動と楽しさを学ぶ

*出産の神秘さと楽しさを学ぶ

*育児の楽しさを学ぶ

4) 地域

地域での目標は、若い母親・父親が地域の人との豊かなふれあいができるような地域社会づくりである。

*子育て支援のための自主グループの育成とそのネットワークづくり

*一声運動

*井戸端会議

*親子が自由に歩ける安全なまちづくり

*親子娯楽センターの整備

(3) 制度・政策の視点から

エンゼルプラン、児童育成計画、母子保健計画など各種施策を整備すると共に住民参加による母と子を支援するプランを策定すること。

*結婚・出産・育児支援は、まちづくりの基礎的な柱に位置づけること

*結婚・出産・育児に関する総合相談窓口の設置

*市民参加型（経験者の協力を得て）の結婚・出産・育児教室の開催

参考文献

- 1) 島内憲夫・助友裕子：ヘルスプロモーションのすすめ—地球サイズの愛は、自分らしく生きるために—、垣内出版、2000.

D. 結論

今年度は、子どもの発育発達を保障し、親自身の生活の充実を視野に入れた子育て支援のあり方を検討した。

保育サービスや経済的支援などの直接的な育儿負担の軽減を図る対策は不可欠なことであるが、これと同等に生活全般の利便性の向上、育儿のみならず親自身の精神的サポートに対する要求も強い。さらに、保育現場や小児科医をはじめとする専門家からの育儿や子どもの健康に関する知識を継続して得ることができるような情報提供サービスの充実、親個人に対する家族関係、精神面の相談体制などが地域や職場において設備されることが期待されている。

さらに、不公平感を排し、男女差別のない家庭、地域、雇用関係などの変革とともに、個別性を重んずる対応ができるようになることも必要であり、公的サービスにおいてもそのような意識がもりこまれることが必要である。

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

分担研究報告書

少子化対策に関する国際比較研究

分担研究者 伊部英男（国際長寿センター）

研究協力者 井口 泰（関西学院大学）

金澤史男（横浜国立大学）

白波瀬佐和子（社会保障・人口問題研究所）

都村敦子（中京大学）

府川哲夫（社会保障・人口問題研究所）

1 日本における少子化問題への新しいアプローチ —望ましいポリシー・ミックス—

1. 国際比較から得られた事実認識

- 1) 育児に対する考え方には育児を社会の責任とする北欧型、貧困家庭への支援を中心とするアングロ・サクソン型、などがある。フランスはどのような家族形態になるかを一種のリスクととらえ、保険方式を基本とする相互扶助システムで対応している。ドイツには親の属する社会階層にかかわりなく、全ての子どもに健全に育つ機会を与えるべきだという考え方がある。ドイツでは子どもは家庭で養育されることが最も望ましいと考えられており、3歳未満を対照とした保育所は該当年齢児の3%しか供給がない。また、午前で学校が終わり、お昼を家でとる生活様式が子育てと女性就労の両立を困難にしている。[第3章]
- 2) 子どもの扶養に対する公的援助は主に児童手当と児童扶養控除によって行われている。多くの国では児童扶養控除を廃止して児童手当に統合し、再分配機能を高める制度改革を行っている。一方ドイツでは、児童手当を原則廃止して児童扶養控除に統合する改革を行った。[第2章]
- 3) 少子化対策を明示している国はあまりない。スウェーデンは男女平等政策の枠組の下で各種施策を実施している（「少子化対策」という言葉は存在しない）。フランスは家族政策や税制において出生促進的な立場をとっているが、少子化対策という意識は共有されていない。ただし、「少子化対策」を子育て支援あるいは仕事と育児の両立支援と捉えれば、状況は大幅に変わる。[第4章]
- 4) 先進諸国では税制、社会保険、雇用制度などにおいて少子化を促進する要因が内在していることは共通しているが、これらを抑制する対策の効果には多くの相違がみられる。日本の制度には欧米諸国と比較しても多くの少子化促進的な要因が内在しており、しかも、「少子化対策」に対する関心が高いにもかかわらず、有効な対策はあまり実施されていない。[第5、6章]

2. 日本における少子化問題の特徴

- 1) 先進諸国における児童手当の年齢制限は早くも 16 歳未満であり、日本の 3 歳未満は特異な例外である。しかも、児童手当の支給に日本のように所得制限を設けている国は極めて少ない。その結果、日本の児童手当給付費は GDP の 0.03 % に過ぎず、スウェーデン（GDP の 4.8 %）の 100 分の 1、ドイツ（0.6 %）の 20 分の 1 である。[第 2 章]
- 2) 日本の場合、社会的支出の中で福祉や家族給付の比重が特に少ない。また、社会的支出の配分が高齢者に厚く、子育て世代に薄い。高齢化関連予算が充実するなかで、現役世代に対する支援策である育児関連施策の予算は抑制され、高齢層への所得移転の 5 分の 1 以下である（主要先進国では高齢層への所得移転と同等かその 2 分の 1 ないし 3 分の 1）。なお、社会的支出にインフラやストックを加えて世代間の比較をする必要がある。[第 2 章]
- 3) 日本では賃金、所得税、社会保険の各制度が既婚女性の就業を抑制してきた。また、子育てに関する費用負担を社会全体で支援するという考え方方が社会保障制度全般において乏しい。[第 5, 6 章]
- 4) 日本では育児休業制度と育児支援サービスの連携が、先進諸国の中でも非常に悪い。女性が就業を継続する上で育児休業制度の重要性が高いにもかかわらず、育児休業中の所得補償も育児休業後の就業と育児の支援も、女性が安心して就業を継続できるように設計されていない。[第 6 章]
- 5) 日本のみならず先進諸国に共通して、雇用システムに内在する少子化促進要因がある。これらは、「(家事と就労の) 二重負担」及び「(出産・育児による) 逸失利益」である。しかし、片稼ぎ世帯をモデルとして企業への帰属意識を培養してきた日本企業の賃金体系には勤続年数重視、都市部ホワイトカラー層で特に長い労働時間、賃金水準・昇進・待遇面での男女格差、パートタイムとフルタイムの間の大きな賃金格差などの問題点があり、これらが日本では大きな少子化促進要因として働いている。[第 6 章]

3. 政策提言

日本は子育て支援策で他の先進国に比べて極端に遅れており、育児コストの負担（直接的費用）が大きいことが日本の低出生率の重要な要因の 1 つであることは確かである。育児の直接的費用を軽減する政策の背後には全ての子どもに健康で文化的な生活を保障すべきだという考え方があり、出産・育児による機会費用を低下させる政策の背後には男女を問わず全ての国民に均等な機会を保障すべきだという考え方がある。さらに、性別役割分業型社会から男女共同参画型社会への転換は「少子化対策」としても望ましいものである。しかし、単に「男女共同参画社会を形成し、子育てに関する直接的な経済的負担を軽減する」というスローガンだけでは、少子化問題を解決することはできない。今日の日本社会においては「少子化対策」というそれ自体で完結した政策が存在するわけではなく、上記のような価値規範に支えられた総合的・有機的な政策群（ポリシー・ミックス）によって初めて継続的かつ有効な効果が期待できる。日本における今日の深刻な少子化問題を解決するためには、日本社会のあり方に関する理念を家族政策・税制・社会保険・雇用の各制度のなかに具体化するという新しいアプローチが必要であり、かつ、現実的で漸進的なポリシー・ミックスを構想することが有効である。その主な方向は次の 3 点に要約される。

- ・社会システムの中で女性の結婚・出産・育児に対する機会費用を高くしている仕組みを抜本的に是正する。
- ・育児に係る直接的コストのうち基礎的部分は社会全体で負担する。このために「家族基金」を創設する。
- ・国民生活に関して諸制度が特定の型を前提とせず、できるだけ個人の選択を尊重する Pro-choice 社会を目指す。……これをモニターするのは NGO の役割

これらを実現するためのポリシー・ミックスとして、以下にいくつかの具体的な提言を述べる。これらは現行の個別制度の改革案であるとともに、1つの整合性のある有機的な政策群として位置付けられるべきものである。

- 1) 税制及び社会保障制度において、出産や子育てを不利にしないための一貫した制度改正を行う。
 - 社会保険や企業の扶養手当などの制度の中で、機会費用の増加を促進している部分を是正する。
 - 公的年金制度の負担・給付のしくみを個人単位に統一し、保険料の支払いも夫婦で2分して、各自の負担分とする制度に変える（共働き世帯は選択制とする）。
 - 育児との関係でフルタイムとパートタイムの相互転換を促進する必要性から、配偶者控除を廃止して基礎控除を配偶者にも認め、基礎控除を夫婦で融通し合える制度とする。
 - 税制で特定の世帯類型を優遇することは止める（例えば専業主婦、年金受給者）。
 - 現役世代と老後世代の所得移転の問題は、年金制度のみならず税制や社会保障制度全体のなかで検討し、現役世代（特に子育て世代）と老後世代のバランスを回復する。
- 2) 日本の雇用システムにおいて、全ての労働者がフェアに扱われるよう、次のような政策を推進する。
 - フレックスタイム制度の本格的な導入を促進し、過大な拘束時間を減らす。また、先進諸国の中でも低い時間外割増率を5割に引き上げる。
 - 同一職場におけるパートタイムとフルタイムの時間当たり給与や社会保険を含む就労条件の均等待遇を義務化する。
 - 育児に伴うフルタイムとパートタイムの転換についても促進措置を導入する。
- 3) 総合的な子育て支援策を国の政策の根幹に位置付けて、継続的に実施する。
 - 育児、教育に係る直接的費用の負担軽減を図るため、児童手当を少なくともEU諸国の平均にまで引き上げるとともに、住宅に関する諸控除や教育費の所得控除を充実する。
 - 奨学金を希望する全ての大学生に支給し、返還免除制度は廃止する。
 - 育児休業期間の所得保障を従前所得の60%以上に段階的に引き上げ、育児休業期間の社会保険適用を完備する。
 - ゼロ歳児や1歳児については保育所の収容力が極めて劣っていることから、育児休業を1年間取得できるように環境整備をする。1歳児からの保育所の収容力をその量・質ともに格段に改善する（育児休業を1年を超えて延長することは、職場復帰を困難にするほか、「逸失利益」を拡大する効果が大きいため、適当ではない）。
 - 育児休業制度と育児支援サービスの制度設計の基本的考え方を共通にする。
 - 子育て支援に関する給付は「家族基金」から支出する。同基金の財源は保険料と付加価値税で賄う。
- 4) 政策の推進をモニターする部署を内閣府に設置し、日本社会のあり方に関する世論の動向を把握す